

# バリアフリー化を応援します！

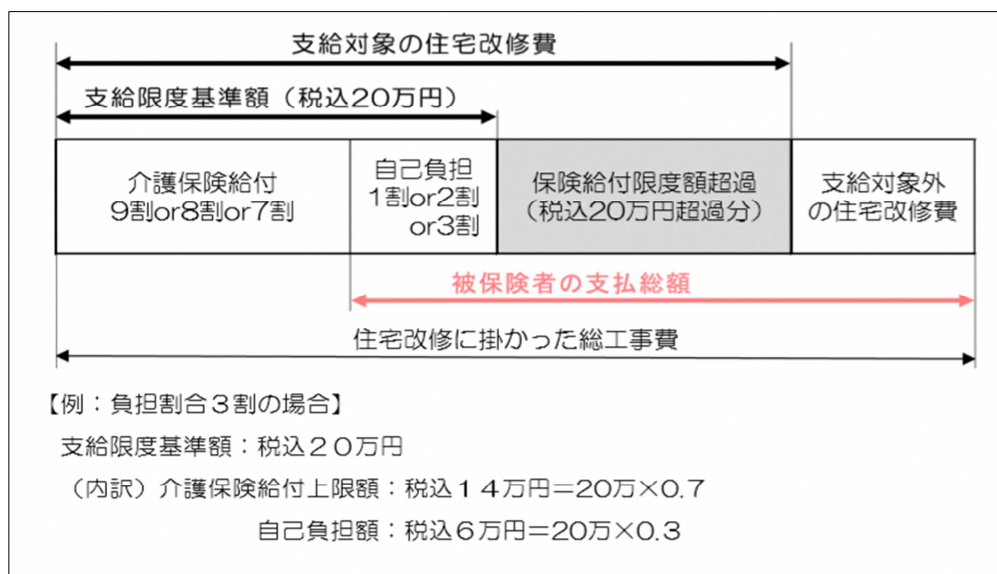
## （住宅改修費支給制度）

要介護（支援）認定されている方が、できるだけご自宅で自立した生活をするために必要な住宅改修にかかる費用の一部が支給されます。手すりの取付けや床の段差解消等、比較的小規模なものが対象（新築・増築の場合は対象外）です。

### ■ 支給限度基準額

要介護（支援）状態区分に関わらず、支給限度基準額は20万円です。したがって20万円までの支給限度基準額の範囲内であった対象となる改修費用の1割（または2割か3割）と上限額を超えた費用が自己負担となります。また、支給対象外の住宅改修費も自己負担となります。

支給限度基準額 **20万円（税込）** の範囲内であれば、何回かに分けて申請できます。



### ■ 支給対象要件

次の要件をすべて満たし、住宅改修を実施した場合に対象となります。事前申請の手続きの承認を受けないまま、着工された場合は、支給対象になりませんのでご注意ください。

- 1) 要介護（支援）認定を受けていること。
- 2) 在宅で生活されている方であること（原則として入院・入所・外泊は不可）。
- 3) 介護保険被保険者証に記載の住所（住民票上の住所）の住宅についての改修であること。
- 4) 厚生労働大臣が定める住宅改修の種類であること。

### ■ 留意事項

- 1) 介護保険住宅改修費の支給を受けるためには、改修前と改修後にそれぞれ手続きが必要です。
- 2) ご本人・家族・介護者にとって効果的で、かつ適正な改修が行われるよう、改修前には必ずケアマネジャーにご相談ください。（担当のケアマネジャーがいない場合については、お近くの地域包括支援センターまたは施工業者にご相談ください。）

### ■ お問合せ先

高齢介護課  
廿日市市新宮一丁目13番1号  
TEL：0829-30-9157

